

宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様な主体間の連携により、本市のSDGs（持続可能な開発目標（2015年国際連合本部「持続可能な開発サミット」採択）をいう。）の推進に資する事業を行う団体に対し交付する「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金（以下「補助金」という。）」に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事務所、又は活動拠点を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 営利を目的とせず地域にSDGs達成に資する活動を行う市民団体
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定による特定非営利活動法人
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号の規定による会社
- (4) 所得税法（昭和40年法律第33号）第229条で定め手続きを行った個人事業主
- (5) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第1号の規定による公益社団法人
- (6) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号の規定による一般社団法人
- (7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条の規定による社会福祉法人
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定による教育機関（幼稚園・小学校・中学校は除く）
- (9) 前号に規定する教育機関に属する学生で構成される団体
- (10) その他前各号に準ずる団体で、市長が適当と認めるもの

2 補助対象事業者は、宇部市が運営する「宇部SDGsフレンズ」の会員登録を要件とする。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象事業者となることができない。

- (1) 公序良俗に反する事業を行う者
- (2) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (3) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人
- (4) 市税を滞納している法人又は個人

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の要件をすべて満たすとともに、交付決定日以降に着手し、当該年度の2月15日までに完了する事業とする。ただし、国・県・市その他の公的機関から補助金等の交付を受けている、又は受ける予定がある事業は対象外とする。

- (1) 宇部市内で実施される事業であること。
- (2) 本市の社会的課題や地域課題の解決に資する事業であり、SDGsの達成を目指す事業であること。
- (3) 市民のSDGs推進に係る意識の向上やSDGs人材の育成に資する先導的な事業であること。
- (4) 新規の事業、もしくは、既存の事業に新たな視点や工夫を加えたものであること。
- (5) 補助事業の終了後も、継続的な取組が見込める事業であること。

(補助金の額等)

第5条 市長は、予算の範囲内において補助金の額を決定する。

- 2 前項の規定における補助金の額の算定については、別表1に掲げる補助率、補助上限額のとおりとする。
- 3 前項の規定により算出された補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てる。
- 4 補助金額の算定の対象となる経費は、前条に規定する事業の実施に要する経費とし、別表2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象事業者で補助金の交付を受けようとする者は、「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金交付申請書(様式第1号)」、「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金事業計画書(様式第1号の2)」、「収支予算計画書(様式第1号の3)」及び「申請団体概要書(様式第1号の4)」に必要な書類を添付し市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条第一項の規定に基づく申請書が提出された場合は、その内容を審査し、交付を決定した補助対象事業者には、「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金交付決定通知書(様式第2号)」により、不交付を決定した補助対象事業者には「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金不交付決定通知書(様式第3号)」により結果を通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に関して、「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金選考審査会(以下「審査会」と言う。)」を設置することができる。
- 3 審査会の設置及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。
- 4 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 5 補助対象事業者への交付決定は、一会計年度あたり1回とする。

(補助事業の内容変更等)

第8条 前条第一項の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が当該決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするときは、あらかじめ「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金事業計画変更申請書(様式第4号)」を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次に定める軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金交付決定額の減額変更をする場合
- (2) 補助対象経費の目的を実質的に変更するものでない場合
- (3) 補助事業の目的に影響のない程度の補助事業の細部を変更する場合

- 2 市長は、前項の規定に基づく申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者に対し、速やかに「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金事業計画変更承認通知書(様式第5号)」により通知するものとする。ただし、変更後の補助金の額は、前条に規定する交付決定通知書に記載された補助金の額を超えないものとする。

- 3 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者は交付決定を受けた後、やむを得ない理由により、補助事業を中止しようとするときは、速やかに「宇部市SDG s 私たちの未来共創補助金事業中止届(様式第6号)」を市長に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了した日から14日以内又は当該補助金の交付を申請する日が属する会計年度の3月14日のいずれか早い日までに、「宇部市SDG s 私た

ちの未来共創補助金実績報告書（様式第7号）」、「事業報告書（様式第7号の2）」及び「収支決算書（様式第7号の3）」に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容（第8条の規定により補助事業の内容が変更となった場合は変更承認後の内容）及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、第7条の規定に基づく交付決定額（第8条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額）の範囲内で補助金の額を決定し、速やかに当該補助事業者に対し、「宇部市SDGｓ私たちの未来共創補助金額確定通知書（様式第8号）」により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、「宇部市SDGｓ私たちの未来共創補助金交付請求書（様式第9号）」を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書が提出された場合において、その内容を審査の上、適正と認めたときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第13条 市長は、第11条および第12条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金交付決定額の全額または一部を概算払いすることができる。この場合において、概算払いにより交付できる額は第7条に規定する交付決定通知書に記載された交付決定額を上限とする。

2 補助事業者は、概算払いの交付を受けようとするときは、「宇部市SDGｓ私たちの未来共創補助金交付概算払請求書（様式9号の2）」に、関係書類を添えて、市長に提出するものとする。

（概算払の精算）

第14条 前条の規定により概算払による補助金の交付を受けた補助事業者は、第11条による額確定通知を受けたときは、「宇部市SDGｓ私たちの未来共創補助金概算払精算書（第9号の3様式）」により精算手続きをとり、「宇部市SDGｓ私たちの未来共創補助金精算払請求書（第9号の4様式）」により補助金を請求するものとする。ただし、既にその確定した額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者はその超える額を返納しなければならない。

（帳簿等の整備）

第15条 補助金を交付された補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、これらを保存しなければならない。

（進捗状況の報告等）

第16条 市長は、補助金を交付された補助事業者に対し、「宇部市SDGｓ私たちの未来共創補助金状況報告書（様式第11号）」を市長が指定する期日までに提出するとともに、市長が開催する報告会に出席しその状況報告を求めることができる。

（交付決定の取消）

第17条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定（第8条の規定により交付決定額が変更となった場合は変更承認後の額）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途へ使用したとき。
- (3) この要綱又は補助金の交付決定の内容（第8条の規定により事業計画が変更となった場合は、変更承認後の内容）若しくは補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(4) 「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金事業中止届（様式第6号）」が提出されたとき。

2 前項の規定は、第11条の規定に基づき補助金の額を確定した後においても適用するものとする。

（補助金の返納）

第18条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に対し、「宇部市SDGs 私たちの未来共創補助金返納命令書（様式10号）」により期間を定めてその返納を命じるものとする。

2 前項の規定は、第14条の規定による確定した額を超える補助金が交付されている場合にあっても適用するものとする。

3 返納命令を受けた補助事業者は、決められた期限までに、返納金を納付しなければならない。

（遅延利息）

第19条 市長は、前条の規定により補助金の返納を命じた場合において、当該返納すべき金額を指定した期日までに補助事業者が納付しなかったときは、宇部市財務規則（昭和44年規則第4号）の定めに従い、督促状を補助事業者に発するものとする。

2 前項の規定により督促を受けた補助事業者は、督促で指定した期限（以下「指定期日」という。）までに納付しなかったときは、指定期日の翌日から納付の日までの日数に応じて、宇部市遅延金の徴収に関する条例（昭和39年条例第57号）に定める利率により計算した額を遅延利息として納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（補助金交付に関する情報の公表）

第20条 市長は、補助金交付に関して次に掲げるものを公表するものとする。

- (1) 補助事業者の名称
- (2) 補助事業の名称及び事業概要
- (3) 補助事業に係る補助金額

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

	補助率	補助上限額
第2条第1項第9号が主体となるもの	補助対象経費の10／10以内	200千円
上記以外	補助対象経費の2／3以内	200千円

※ 千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

別表2（第5条関係）

- 1 補助対象経費は次のとおりとし、事業実施に伴うものに限る。ただし、交付決定日以降に契約し、かつ、事業実施期間の間に要する経費を対象とする。また、月額払い等となるものは、交付決定日の翌月から事業完了の属する月までの経費を対象とする。

費 目	内 容	備 考
謝 金	外部講師・外部従事者への謝礼金	構成団体メンバー（役員、職員、定款・規約等に規定する構成員など）への謝金は対象外
旅 費	外部講師・外部従事者の旅費、構成団体メンバーの当該事業の遂行に係る旅費	使用者、日付、行先、交通手段が明確なものに限る。
委 託 費	団体では実施が困難な業務（会場設営、デザイン等）の委託費	企画・運営など事業の中心部分の委託は除く。
印刷製本費	コピー代、写真プリント代、ポスター・パンフレット等の印刷代	
使 用 料	会場・施設の使用料、機材・器具借上料、駐車場料金	会場・施設の冷暖房費を含む。
消 耗 品 費	事務用品、書籍購入費、材料費、その他消耗品費に対する費用	事業実施に伴う事務の用途に限る。
保 険 料	活動上必要となる保険の掛金	
通 信 料	郵送費、切手・はがき代	
そ の 他	上記以外で補助事業の実施に必要であると認められるもの（個別に審査）	食糧費（会議、イベント等における飲食代金など）は対象外

- 2 補助対象外経費は次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付決定日前に購入若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (2) 構成団体メンバー（役員、職員、定款・規約等に規定する構成員など）に対する人件費・謝礼・日当等
- (3) 事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- (4) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド使用料を含む）
- (5) 備品購入費（事務処理用のPC 関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機、机・椅子等の事務所用備品等）
- (6) 雑誌購読料、新聞代及び団体等の会費
- (7) 飲食、娯楽、接待等の費用（会議・イベント等における飲食費を含む）
- (8) 自動車等車両の購入費、修理費及び車検費用並びに不動産の購入費
- (9) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (10) 手数料（当該事業に係る支払いに伴う振込・振替手数料等を含む）
- (11) 対象経費のうち私的使用による経費と事業に係る経費が明確に区別できないもの
- (12) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

様式第1号（第6条関係）

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金交付申請書

年 月 日

宇部市長 様

所在地:

団体名:

代表者名:

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金交付要綱第6条に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額 金 _____ 円

[申請区分]

・いずれかをチェックしてください。 ☐新規 ☐継続・再申請
(_____ 年度 ☐採択・☐申請)

※「継続・再申請」とは：補助採択を受けたことがある事業、過去に申請を行ったことがある事業

[ご希望の支払方法等]

・いずれかをチェックしてください。 ☐概算払 ☐精算払

[添付書類]

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1 事業計画書(様式第1号の2) | 2 収支予算計画書(様式第1号の3) |
| 3 申請団体概要書(様式第1号の4) | 4 その他 |

[確認事項] ※内容を確認し、内容に相違なければ□に✓をしてください。

☐暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する団体等ではありません。

☐宇部市税の滞納はありません。

☐市税滞納の有無について所管課に確認することに同意します。

☐助成金の趣旨・目的に反する支出をした場合や、助成金確定額が概算払いとして受領した金額を下回るなど、市から助成金の返納請求を受けた場合は、請求分を速やかに市へ返納します。

様式第1号の2（第6条関係）

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金 事業計画書

※必要に応じて行間の変更等を行って作成してください。

1. 事業名	
2. 実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3. 事業の目的	
4. 達成を目指すSDGsのゴールなど	達成を目指すSDGsの17のゴールや169のターゲットを記入してください。
5. 事業内容	①どこの(対象地域)、②誰(対象者)に対して、③どのような方法で、 ④どのような取組(事業)を実施するのか。
6. 事業の目標	上記「4」のSDGsゴール等に関連する具体的な目標があれば記入してください。
7. 期待される効果 (統 合 性)	取組による、経済・社会・環境の側面から期待される効果を記入してください。
8. 事業の 先 導 性	市民のSDGs推進に係る意識の向上やSDGs人材の育成につながるようなことがあれば記入してください。

9. 事業の 独 自 性	事業に取り入れた新しい視点や創意工夫したところがあれば記入してください。	
10. 事業の 普 遍 性	多くの市民への普及や、今後継続的な取組とするための工夫点等があれば記入してください。	
11. 事業の 包 摂 性	多様性やジェンダー平等など、取組において「だれ一人取り残さない」という視点に配慮しているところがあれば記入してください。	
12. 連携に よる運営体制	団体・組織が連携して取り組んでいる場合、その理由を記入してください。	
※連携して取り組んでいる団体を、下記に記入してください。		
連携する団体 ①	所在地	
	役 割	
	団体名	
連携する団体 ②	所在地	
	役 割	
	団体名	
連携する団体 ③	所在地	
	役 割	
	団体名	
13.過去の 取組状況 (継続・再申請 のみ)	過去の取組状況、成果、課題等を記入してください。	

実施スケジュール

[illegible]

様式第1号の3（第6条関係）

収支予算計画書

1 収入の部

(単位:円)

費 目	予 算 額	内 訳
宇部市補助金		
自己資金		
合 計		

2 支出の部

(単位:円)

費 目	予 算 額	内 訳
謝 金		
旅 費		
委 託 費		
印刷製本費		
使 用 料		
消耗品費		
保 険 料		
通 信 費		
そ の 他		
合 計		

※支出の合計と収入の合計は同額となるよう記載してください。

※補助対象経費のみ記載し、できるだけ具体的に記入してください(詳細資料を別添可)。

申請団体概要書

フリガナ				
団体名				
設立年月日	年 月 日			
フリガナ				
代表者				
目的・活動 設立経緯				
担当者 連絡先	氏名		所属	
	電話		FAX	
	E-mail			

※実施団体の存在を確認できる書類(定款、会則、規約、開業届、会員名簿等)を添付してください。

様式第2号（第7条関係）

宇連第 号
年 月 日

様

宇部市長 篠 崎 圭 二

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金 交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった宇部市SDGs私たちの未来共創補助金について、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 金 _____ 円

様式第3号（第7条関係）

宇連第 号
年 月 日

様

宇部市長 篠 崎 圭 二

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金 不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあったSDGs推進事業補助金について、交付決定に至らなかったため、宇部市SDGs私たちの未来共創補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき通知します。

年 月 日

宇部市長 様

所 在 地:

団 体 名:

代表者名:

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金 事業計画変更承認申請書

年 月 日付宇連第 号により交付決定を受けた宇部市SDGs私たちの未来共創補助金について、下記のとおり事業を変更したいので承認をお願いいたします。

記

1 事業名称

2 事業内容

3 (変更・中止)理由

4 事務担当者

所属・職・氏名				
連 絡 先	TEL		FAX	
	E-mail			

5 添付書類(事業費の変更がある場合)

別紙①

収支予算計画書

1 収入の部 (単位:円)

費 目	予 算 額	内 訳
宇部市補助金		
自己資金		
合 計		

2 支出の部 (単位:円)

費 目	予 算 額	内 訳
謝 金		
旅 費		
委 託 費		
印刷製本費		
使 用 料		
消耗品費		
保 険 料		
通 信 費		
そ の 他		
合 計		

※支出の合計と収入の合計は同額となるよう記載してください。

※補助対象経費のみ記載し、できるだけ具体的に記入してください(詳細資料を別添可)。

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金事業計画 事業計画変更承認通知書

様

宇部市長 篠 崎 圭 二

年 月 日付けで申請のあった宇部市SDGs私たちの未来共創補助金に係る事業内容の変更について承認しますので、宇部市SDGs私たちの未来共創補助金交付要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 承認事項 事業内容の変更

2 交付決定補助金額 金 _____ 円

3 変更交付決定補助金額 金 _____ 円

様式第6号（第9条関係）

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金事業中止届

年 月 日

宇部市長 様

所 在 地:

団 体 名:

代表者名:

年 月 日付け宇連第 号により交付決定のありました宇部市SDGs私たちの未来共創補助金事業について、下記のとおり事業を中止したいので、宇部市SDGs私たちの未来共創補助金付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

中止の理由	
-------	--

様式第7号（第10条関係）

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金 実績報告書

年 月 日

宇部市長 様

所 在 地:

団 体 名:

代表者名:

年 月 日付け宇連第 号により交付決定のありました宇部市SDGs私たちの未来共創補助金に係る事業を完了したので、宇部市SDGs私たちの未来共創補助金付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 補助対象事業の完了日 年 月 日

2 添付書類

- (1)事業報告書(様式第7号の2)
- (2)収支決算書(様式第7号の3)
- (3)支出が確認できる書類(領収書、振込明細書等)
- (4)事業実施状況が確認できる書類(写真等を活用し内容を確認しやすいものとする)

事業報告書

事業名称	
事業の内容(効果、実績等を記入)	(1)具体的な事業内容 (2)目標達成状況及び効果
事業完了日	年 月 日
課題	(1)事業に関する問題点 (2)改善策や今後の展望

※適宜記載欄を拡大し、詳細に記述すること。

※企画書、チラシ等、事業に係る参考資料がある場合は添付すること。

収 支 決 算 書

1 収入の部 (単位:円)

費 目	決 算 額	内 訳
宇部市補助金(A)		
自己資金		
合 計		

2 支出の部 (単位:円)

費 目	決 算 額	内 訳	領収書番号
謝 金			
旅 費			
委 託 費			
印刷製本費			
使 用 料			
消耗品費			
保 険 料			
通 信 費			
そ の 他			
合 計			

3 概算払受領済額 (B) 金 _____ 円

4 精 算 金 額 ((A)－(B)) 金 _____ 円

※「支出の部」は補助対象経費のみ記載してください。

※必ず領収書原本、又はコピーを添付してください。

※「宇部市補助金(A)」は、「支出の部」の合計金額に補助割合を掛けた金額(千円未満切り捨て)を記入してください。(交付決定補助金額を上限)

※精算金額は、「宇部市補助金(A)」から概算払受領済額を引いた金額を記載してください。

宇連第

号

年

月

日

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金額確定通知書

様

宇部市長 篠 崎 圭 二

年 月 日付け指令宇連第 号で交付の決定をした宇部市SDGs私たちの未来共創補助金については、先に提出された実績報告書の審査の結果、宇部市SDGs私たちの未来共創補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交 付 決 定 補 助 金 額 金 _____ 円

2 確 定 補 助 金 額 金 _____ 円

様式第9号（第12条関係）

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金交付請求書

年 月 日

宇部市長 様

所 在 地:

団 体 名:

代表者名:

年 月 日付け宇連第 号により確定通知のありました補助金について、宇部市SDGs私たちの未来共創補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 金 _____ 円

2 振込先口座

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号							
		普通 当座								

口座名義人

力ナ

3 事務担当者

所属・職・氏名				
連 絡 先	TEL		FAX	
	E-mail			

様式第9号の2（第13条関係）

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金交付概算払請求書

年 月 日

宇部市長 様

所 在 地:

団 体 名:

代表者名:

年 月 日付宇連第 号で交付決定通知があった、宇部市SDGs私たちの未来共創補助金について、事業の実施上必要のため、下記のとおり概算払請求します。

記

1 交付決定額	円
2 概算請求額	円

2 振込先口座

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号
		普通 当座	

口座名義人
力ナ

3 事務担当者

所属・職・氏名				
連 絡 先	TEL		FAX	
	E-mail			

年 月 日

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金交付 概算払精算書

宇部市長 様

所 在 地:

団 体 名:

代表者名:

年 月 日付け宇連第 号により確定通知のありました補助金について、宇部市SDGs私たちの未来共創補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり精算します。

記

1 確定補助金額 金 _____ 円 (A)

2 概算払金額 金 _____ 円 (B)

3 精算払金額 金 _____ 円 (C) ((A) - (B))

(C)の金額がマイナスの場合

4 返納(戻入)額 金 _____ 円 (B) - (A)

様式第9号の4（第14条関係）

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金交付 精算払請求書

年 月 日

宇部市長 様

所 在 地:

団 体 名:

代表者名:

年 月 日付け宇連第 号により確定通知のありました補助金について、宇部市SDGs私たちの未来共創補助金交付要綱第14条の規定に基づき精算し、下記のとおり請求します。

記

1 精算払金 請求額 金 _____ 円

2 振込先口座

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号					
		普通 当座						

口座名義人

力ナ

3 事務担当者

所属・職・氏名				
連 絡 先	TEL		FAX	
	E-mail			

宇連第

号

年

月

日

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金 返納命令書

様

宇部市長 篠 崎 圭 二

年 月 日付宇連第 号で交付の決定をした宇部市SDGs私たちの未来共創補助金については、宇部市SDGs私たちの未来共創補助金交付要綱第17条及び第18条の規定により、以下のとおり当該交付決定の全部(一部)を取り消すとともに、既に交付済みの補助金額の返納を命じます。

記

1 返納する補助金額 金 _____ 円

交付決定額 金 _____ 円

額 確 定 額 金 _____ 円

交 付 済 額 金 _____ 円

2 取り消す(返納する)理由

3 補助金の返納期限 年 月 日

※別添の納付書により納付してください。

年 月 日

宇部市SDGs私たちの未来共創補助金 状況報告書

宇部市長 様

所 在 地:

団 体 名:

代表者名:

年 月 日付け宇連第 号で確定通知のあった宇部市SDGs私たちの未来共創補助金事業について、宇部市SDGs私たちの未来共創補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり年 月 日時点での状況を報告します。

記

補助事業 実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
補助金を活用し た事業内容	
補助金活用によ る成果	別添のとおり(添付①)
その他 特記事項	

※添付書類

補助金活用による効果が確認できる説明書類(写真等を活用し内容を確認しやすいものとするこ
と。)

狀況報告

年 月 日時点

事業名称	
事業の内容(効果、実績等を記入)	(1)具体的な内容 (2)目標達成状況及び効果 (3)参加者の声
課題	(1)事業に関する問題点 (2)改善策や今後の展望

※適宜記載欄を拡大し、記述すること。

※企画書、チラシ等、事業に係る参考資料がある場合は添付すること。(報告会での資料等)